

藤崎町手話言語及び障がい者コミュニケーション促進条例

(令和2年3月12日第1号)

(目的)

第1条 この条例は、手話が言語であること（以下「手話言語」という。）への理解の普及及び障がいの特性に応じた多様なコミュニケーション手段の普及に関し必要な事項を定めることにより、障がい者の日常生活及び社会生活における円滑なコミュニケーションの促進を図り、もって障がいの有無にかかわらず、すべての町民がお互いを理解し合い、自分らしく安心して暮らすことのできる共生社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 障がい者 身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）その他の心身の機能の障がい（以下「障がい」と総称する。）がある者であって、障がい及び社会的障壁（障がいがある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。）により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- (2) ろう者 手話により日常生活及び社会生活を営む聴覚障がい者をいう。
- (3) 障がいの特性に応じた多様なコミュニケーション手段 手話、指文字、要約筆記、点字、音声、拡大文字、触手話、指点字、ひらがな表記、サイン、写真、絵図等の視覚情報を活用した分かりやすい表現その他障がい者が日常生活及び社会生活において使用する意思疎通の手段をいう。
- (4) 事業者 町内に事業所又は事務所を有する個人及び法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。）をいう。
- (5) 合理的配慮 障がい者が日常生活及び社会生活において、障がいがない者と同等の権利を行使することを確保するため、必要かつ適当な変更及び調整を行うことをいう。
- (6) コミュニケーション支援者 手話通訳士・者（以下「手話通訳者」という。）、要約筆記者、点訳者、音訳者（朗読者を含む。）、盲ろう者向け通訳・介助員その他障がい者の意思疎通の支援等を行うものをいう。
- (7) 学校等 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条第5項に規定する地域型保育事業を行うものをいう。

(基本理念)

第3条 手話言語への理解は、手話が独自の言語体系を有する文化的所産であって、ろう者が日常生活及び社会生活を営むために大切に受け継いできた言語であるという認識のもとに普及されなければならない。

2 障がいの特性に応じた多様なコミュニケーション手段の普及は、障がい者の多様なニーズに適合したものを自ら選択する機会が確保されることを基本として行わなければならない。

(町の責務)

第4条 町は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、手話言語への理解の普及及び障がいの特性に応じた多様なコミュニケーション手段の普及に関する施策を推進するものとする。

(町民の責務)

第5条 町民は、基本理念に対する理解を深め、町が推進する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念に対する理解を深め、町が推進する施策に協力するよう努めるとともに、障がいの特性に応じた多様なコミュニケーション手段による意思疎通が円滑に行われるよう合理的配慮の提供に努めるものとする。

(施策の基本方針)

第7条 町は、第4条の規定による責務を果たすため、次に掲げる施策を障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項に規定する藤崎町障がい者計画において定め、総合的かつ計画的に推進するものとする。

(1) 手話を学ぶ機会の提供等に関する施策

(2) 障がいの特性に応じた多様なコミュニケーション手段への理解の普及に関する施策

(3) 障がいの特性に応じた多様なコミュニケーション手段を使用するにあたっての環境の整備に関する施策

(4) コミュニケーション支援者等の確保及び養成に関する施策

(5) 前各号に掲げるもののほか、この条例の目的を達成するために必要な施策

2 町は、前項各号に規定する施策を推進するにあたっては、障がい者、コミュニケーション支援者その他の関係者の意見を聴き、その意見を尊重するよう努めなければならない

(財政上の措置)

第8条 町は、前条第1項各号に規定する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

(手話を学ぶ機会の提供等)

第9条 町は、手話言語への理解を普及させるため、ろう者、手話通訳者及び事業者その他関係

機関と協力して、町民が手話に触れ、手話を学ぶ機会を提供するものとする。

2 町は、事業者が手話に関する学習機会等を開催する場合において、その支援を行うものとする。

(障がいの特性に応じた多様なコミュニケーション手段への理解の普及)

第10条 町は、障がいの特性に応じた多様なコミュニケーション手段を必要とする障がい者、コミュニケーション支援者及び事業者その他関係機関と協力して、障がいの特性に応じた多様なコミュニケーション手段に対する町民の理解を普及させるため、必要な措置を講ずるものとする。

2 町は、学校等において、幼児、児童、生徒等が障がいの特性に応じた多様なコミュニケーション手段を学ぶことができるよう、各学校等の実情に応じた学習機会の確保又はその支援に努めるものとする。

(障がいの特性に応じた多様なコミュニケーション手段を使用するにあたっての環境の整備)

第11条 町は、障がい者が日常生活及び社会生活において容易に情報を取得し、円滑にコミュニケーションを図ることができるよう、次に掲げる事項の推進に努めるものとする。

(1) 障がいの特性に応じた多様なコミュニケーション手段による町政に関する情報の発信

(2) 災害時における障がいの特性に応じた多様なコミュニケーション手段による避難等に関する情報の発信

(3) 町が主催する講演会その他行事における手話通訳者及び要約筆記者の配置

(4) 聴覚障がい者への手話通訳者又は要約筆記者の派遣

(5) その他障がいの特性に応じた多様なコミュニケーション手段を使用するにあたっての環境の整備

2 町は、事業者が行う障がい者への必要な情報の発信及び障がい者のコミュニケーションの促進のための合理的配慮の提供について、支援を行うものとする。

(コミュニケーション支援者等の確保及び養成)

第12条 町は、障がいの特性に応じた多様なコミュニケーション手段を必要とする障がい者が地域社会において安心して生活できるよう、障がい者及び関係機関と協力して、コミュニケーション支援者及びその指導者の確保及び養成を行うものとする。

(補則)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。